

第3回（仮称）ほうじょう学園の設置に関する検討委員会 資料

- 議題**
1. 通学区域（通学区特認校制）について
 2. 北条公園の利用
 3. 学校施設の複合化(附属施設の合併)について
 4. 体育館とプールについて
 5. 学校給食について

1. 通学区域（通学区特認校制）について

従来の北条中学校の通学区域は残したまま、他の中学校区からの児童生徒の受け入れを検討しています。(仮称)ほうじょう学園は大東市内1校目の義務教育学校として開校し、9年間を見据えた特色ある教育活動を行います。そのような教育環境の中で子どもを学ばせたい、学びたいという場合に、市内の他の校区から入学、転入学ができる「通学区特認校制」を取り入れたいと考えています。

i) 他事例の紹介

池田市立ほそごう学園(義務教育学校)は、池田市内のどこからでもほそごう学園へ入学が可能になる「通学区特認校制」を取り入れています。9年間の系統的な人権・キャリア教育を展開、5・6年生への一部教科担任制の実施、放課後英語教室の実施など、特色ある教育活動に取り組んでいます。

ii) 通学区特認校制を取り入れるための今後の検討課題

- ・ 通学手段の現状
 - ・ 通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題
- 現状の区域外通学と同様の取り扱いとし、徒歩・公共交通機関・保護者送迎による通学。
(小学生については原則、保護者の管理において通学する)
- ・ 学校と地域との関係の希薄化
- 各学校の行事やPTA活動への保護者の協力・参加の要請など
- ・ 入学者が大幅に増加しないよう適正な学校規模の維持
- 近年、校区内の児童数・生徒数は減少傾向であり、教室数は不足しないと推定されます。
(入学前に学校長との面談を行い、人数の増加し過ぎを防いでいる学校もあります。)

【通学区域（通学区特認校制）について】

「9年間を見据えた特色ある教育活動」を希望する区域外の児童生徒を受け入れるため、市内の他の校区から入学、転入学ができる「通学区特認校制」を取り入れることを検討します。

2. 北条公園の利用

小学生・中学生がグラウンドを同時利用できるよう、北側に隣接する「北条公園」の一部を低学年用グラウンドとして利用することを検討しています。

現在の北条小学校のグラウンド面積、5,200 m²は北条公園の 1/3 の面積に相当します。この部分にフェンスやゲート等の安全管理区画を設け、学校教育活動での利用時間とそれ以外の時間に分けて共用することを検討しています。共用の範囲は、校舎配置やグラウンドのレイアウトとともに今後検討を進めます。



i) 他事例の紹介

東京都では公園の広場を、平日日中、学校のグラウンドとして利用している例があります。

- ・新宿区「花園公園」 一新宿区立花園小学校
- ・杉並区「蚕糸の森公園」 一杉並区立第十小学校

ii) 公園共用利用の今後の検討課題

- ・公園の共用化の法的根拠
→都市公園法第5条の10の兼用工作物、あるいは第6条・7条の占有工作物となるように計画を進める予定です。
- ・安全性の確保
→北条公園と北条公園共用分の安全管理区画の仕様は、子どもの安全確保を考慮しフェンス等を設けることを検討します。
- ・既存運動場との連携
→北条公園共用部分と学校敷地の安全管理区画の仕様は、学校への進入防止を考慮しつつ、運動会などのイベント時での一体利用の検討が必要となります。

(※公園の一部共用については、大阪府との協議を予定しています。)

【北条公園の利用について】

児童生徒の安全を確保した上で、北側に隣接する「北条公園」の一部を学校施設との共用とし、低学年用グラウンドとして利用することを検討します。

3. 学校施設の複合化(附属施設の合併)について

小・中学校は地域との関係が密接で、PTA・自治会・入学前児童の保護者・卒業生の方々が、日常時、放課後、休日、イベント時など、あらゆる場面での関わりが想定されます。

複合化による施設機能の共有化によるメリットは、

学校にとって：学校施設の高機能化・多機能化を図ることができます。

専門性のある人材や大学生、地域住民との連携による学習支援や見守り活動など学校運営への支援が期待できます。

地域にとって：児童生徒や施設利用者との交流、生涯学習やコミュニティの拠点の形成が期待できます。

i) 他事例の紹介

新潟県立^{せいりゅう}聖籠町立^{せいりゅう}聖籠中学校 ボランティア団体が地域交流棟を運営し、交流活動を展開。

施設整備の背景

- ・ 町内に2校あった中学校の統合に当たり、統合中学校建設推進委員会に町民が積極的に参加した結果、「生涯学習施設としての機能を持ち、地域に開かれた学校」を目指すこととなり、地域交流棟の整備につながった。
- ・ 文教施設のインテリジェント化に関するパイロットモデル研究事業対象校。

管理・運営の体制

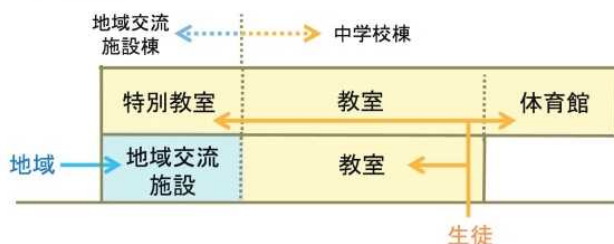
施設	利用時間(平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
中学校	←→				教育委員会	中学校
地域交流棟	←→				教育委員会	ボランティア団体
			←→		教育委員会	町長部局

平日の日中は、ボランティア団体に地域交流棟の管理を委託。

施設の配置・動線

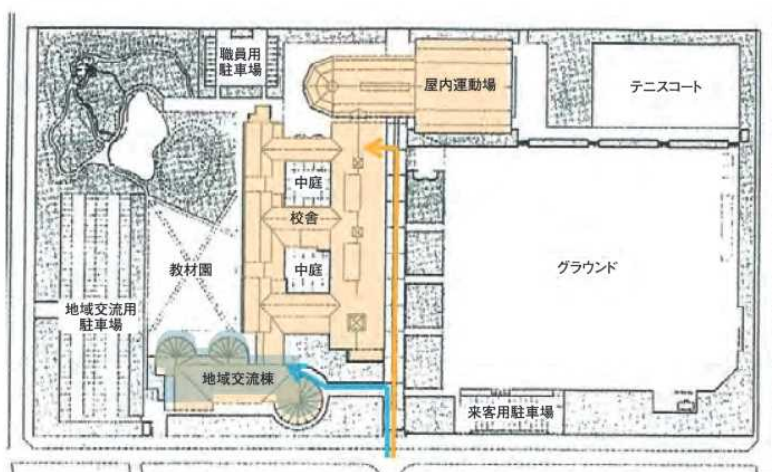
- ・ 地域に開かれた学校を実現するため、学校敷地の周囲に囲障は設けておらず、誰でも気軽に訪れることのできる開かれたつくりとなっている。
- ・ 地域交流棟専用の入口を設置している。

<立面図>



凡例

<配置図>



平面計画上の特徴

- ・学校施設は、教室棟・地域交流棟・屋内運動場の3つの棟に分かれている。
- ・教室棟と地域交流棟の間は、時間に応じて扉で仕切ることができる。

1F

校内の菜園では、地域との交流企画も催される。



学校教育の活動時間外は扉を閉鎖し、教室棟へ入れないようにしている。

地域利用者の出入口は学校時間中も開放

地域との交流にも使われるカフェテラス。和室も設置。

ボランティア団体が常駐。来館者の受付をしている。

2F



ボランティア団体による地域交流棟の運営

- ・地域交流棟には、音楽室、美術室、技術室、家庭科室、ランチルームが入っており、それぞれ学校開放を行っている。
- ・学校開放を含む地域交流棟の運営は、常駐するボランティア団体が担っている。
(運営費用は教育委員会が支出。)
- ・ランチルーム横の和室において、地域住民は給食を試食できる。



開放的なランチルーム



給食の試食にも使えるランチルーム横の和室

ボランティア団体と中学校の交流

- ・ボランティア団体の企画により、野菜作り、梅干作りなどの様々な体験活動を行っている。
- ・ボランティア団体が、国語や家庭科の授業を支援している。
- ・ボランティア団体が常駐する「町民ホームページ」はガラス張りとなっており、中学生と地域住民がお互いに存在を感じ合うことができる。



ボランティア団体と一緒に野菜作りをする中学生



ガラス張りの町民ホームページ

防犯面の取組

- ・学校敷地の周囲に囲障は設けておらず、誰でも気軽に訪れることのできる開かれたつくりとなっている。
- ・地域交流棟の入口を設けており、常駐するボランティア団体が入館者をチェックしている。
- ・17時以降には、校舎棟と地域交流棟の間のシャッターを下ろすことにより、地域交流棟から校舎棟へ利用者が入らないようにしている。



約6haの広大な敷地は、囲障のない開かれたつくりとなっている

ボランティア団体の成り立ち

- ・統合中学校の整備を機に、住民が中心となり、「聖籠町統合中学校を育てる会」が発足。
- ・「森づくり」「イベント」「地域交流ゾーン活用」をテーマに掲げ、ボランティア団体「せいろろ共育ひろばみらいのたね」が発足。
- ・PTAや町内会でもないボランティア組織として、子供たちへのより良い教育環境の提供を目指して自主的に活動を行っている。



町民ホームベースの内部

ii) 複合化の課題

(複合化の課題)

① 地方公共団体内の部局間の連携、教職員や地域との合意形成

- ・地方公共団体内の複数の部局が連携し、域内の公共施設の整備計画や各施設の計画、管理運営方法等の検討が必要。
- ・整備計画の早い段階から、地域住民と共に意見を出しあい合意形成を図るプロセスの構築が重要。

② 施設計画上の工夫

・安全性の確保

不特定多数が施設を利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送り、地域住民も安心して利用できるよう、ハード・ソフト両面の対応策の検討が必要。

・互いの施設の活動への支障の緩和

児童生徒と施設利用者との動線交錯や互いの音などにより、学校活動や他の施設の活動が互いに支障を及ぼさないように配慮が必要。

・施設の管理区分や会計区分の検討

各施設間の相互利用・共同利用に応じた専用部分や共同利用部分の管理区分や、光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討が必要。



地域住民等との意見交換
(さいたま市)

【(仮称)ほうじょう学園の附属機能について】

一体の公共施設として、住民協働スペースの併設を検討します。

4. 体育館とプールについて

体育館は新たに小体育館を整備し、プール設備については老朽化が進んでいるため廃止し、水泳授業については外部民間委託も含め代替案を検討します。

①体育館の利用方法について

i) 体育館利用のための課題

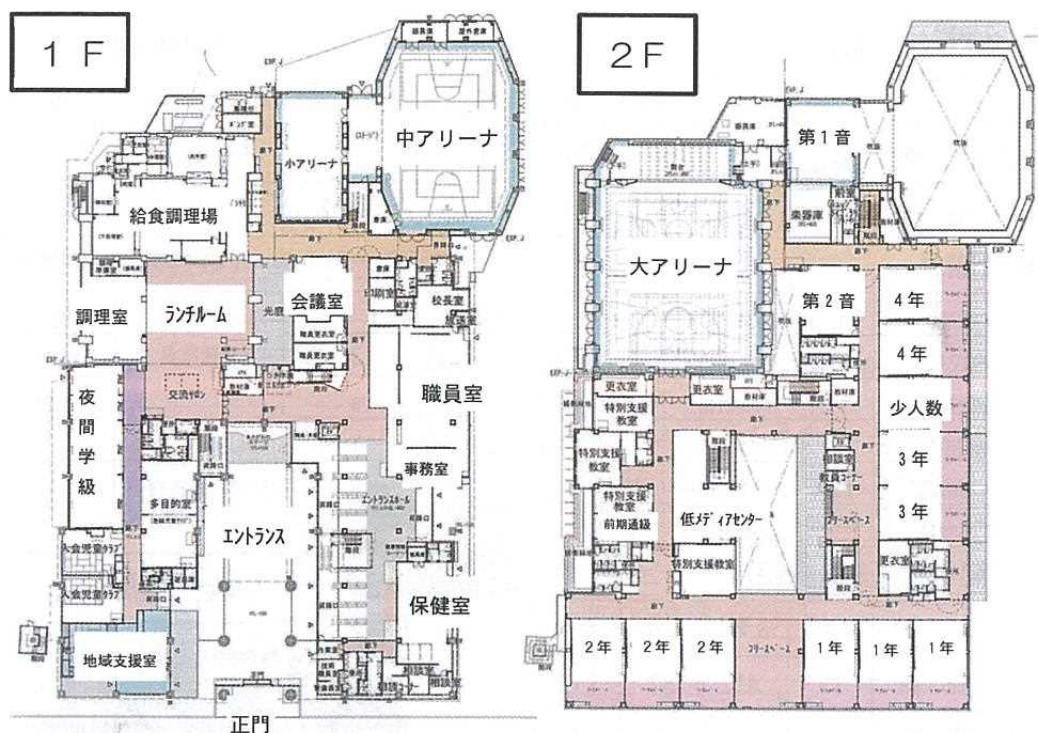
現在の北条中学校の体育館は昭和54年(1979年)に建設され、築44年が経過しています。令和4年(2022年)に空調設備工事を行っており、災害時の避難施設としての利用も想定され、長寿命化改修を行う必要があります。

また、小学校が中学校敷地内に移設されることに伴い、児童生徒の全体数が増えることにより、既存の体育館では手狭になり、対応するための体育館が必要になります。

ii) 他事例の紹介

守口市立さつき学園の体育館

1階に夜間中学校用の小アリーナ、小学生用の中アリーナ、2階に中学生用の大アリーナがあります。バスケットコートの広さや、ゴールの高さなどは、小学生と中学生で異なるため、それぞれの体格に応じた競技が行えるように設けられています。



【(仮称)ほうじょう学園の体育館について】

小体育館を新設し、北条中学校の体育館は引き続き、長寿命化改修を行って使用する予定です。

②プール授業運営の方法について

i) プール設備の課題

現在の北条中学校のプールは昭和 53 年（1978 年）に設置され、築 45 年が経過しており、老朽化が進んでいます。既存プールを継続して使用する場合は大規模な改修工事が必要となります。

また、他市では教員の負担軽減の観点やカリキュラムの組み易さ等からもプール授業の民間委託を実施している学校もあります。

新設する校舎の位置を検討する中で、運動場側に校舎を新設することが難しい場合、プール設備の有無は校舎の位置設定に大きな影響を与えます。

ii) 民間プールの活用

近隣学校のプールを共同利用する場合、徒歩移動ルートの実現性の確認とプール占有率の計算が必要です。また、自校のプール授業だけでもカリキュラムの組みにくさがある中で他校分も受け入れることは困難であると予想されます。

民間プールを利用する場合、屋内プールのため年間利用が可能（天候や季節に左右されず授業が組める）であり、専門員の指導を受けることができます。

費用の面についても、継続してプール設備を改修維持するよりも抑えられると見込んでいます。

参考文献：令和 2 年【学校施設に集約化・共同利用に関する取組事例集】文部科学省

【(仮称)ほうじょう学園のプールについて】

プール設備は廃止し、プール授業は民間プールの活用を検討します。

5. 学校給食について

市内の全小学校は自校方式、全中学校はランチボックス方式で配膳室で温めて給食を提供しています。義務教育学校になる場合、校内に給食室を設けるため、中学生への自校方式の給食の提供を検討しています。

i) 他事例の紹介

守口市立さつき学園の給食

守口市内の小学校は自校方式で、中学校は家庭からの弁当等持参かランチボックス方式の給食かを自由に選択できます。1ヶ月ごとにランチボックス方式の給食を希望する日を事前に申し込む選択制を導入しています。義務教育学校のさつき学園の場合、校内に給食調理室があるため、小学生は自校方式、中学生は弁当持参か自校方式の給食を選択できるようになっています。品数は小学生用に1品増やしたものが中学生用となっています。守口市全体の中学校の給食の選択率が18.7%に対し、さつき学園の中学生の給食の選択率は79.5%と高くなっており、調理したての給食は温かく人気があることが分かります。

【(仮称)ほうじょう学園の給食について】

全校一貫した食育を実現するため、自校方式による全児童生徒への給食を実施する予定です。